

議案第14号

逗子市営住宅条例の一部改正について

逗子市営住宅条例の一部を次のように改正する。

令和6年2月20日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市営住宅条例の一部を改正する条例

逗子市営住宅条例（平成9年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第8号イ中「配偶者暴力防止等法第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「配偶者暴力防止等法第28条の2において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）の施行に伴い、市営住宅の入居資格に関する規定について整理をするに当たり、改正の要あるため提案する。